

議長（米澤秋男君） 4番。

4番（一條 光君） いっぱい答弁をいただきました。過年度分の税の徴収についてももう一度伺うわけですが、特別徴収義務者、働いている人は町民税は支払っていることになるわけですね、雇用者側に納めているわけですから。それが町に納められていないということは、雇用者が自分のところに滞らせているという解釈になります。拡大解釈になるのかどうかわかりませんが、ある意味での横領になりかねないんじゃないかという思いもしますけれども、この点について見解をいただきたいと思います。

それから、税金については特別徴収室が設置されまして、従来の徴収者と一緒になったチーム編成だと伺っているわけです。でありますからこの部分についての心配はないんでありますけれども、例えば住宅使用料、あるいは上下水道料金の滞納を現年度分徴収と過年度分徴収にはっきり分けることになると、現年度分の徴収にはさほど力点を置かなくてもほかの部署で徴収に当たってもらうという風潮が出てきたんではまずいんじゃないかと思います。この点、町長としてどういった指導力を発揮して現年度分も徴収に頑張る、そして過年度分は過年度分でまた別な手法を通じて確実にやっていくのか。どういうとらえ方、どういう職員管理でもって進めようとなされるのか、この点について伺います。

それから、肉用牛導入基金の全体像については大体理解をいたしました。ただ、いろいろな理由があったにせよ690万円もの基金をなくしてしまったという現実是不変なわけでありまして、そういった会計処理、事務整理というのは、町内会のボランティアでやっている会計ではありませんので、きちっとした職員がやっているわけですから、再発は確実に防いでいかなければならないだろうと思いますし、今現在町は財政改革を標榜しながら事務を進めているわけでありまして、改めてこういった部署への徹底というのが必要になってくるのではないかなと思いますので、この点につきましても御意見をいただければと思います。

議長（米澤秋男君） 税務課長。

税務課長（古内公雄君） 特別徴収義務者の滞納の件については、質問者の質問の趣旨と同様の考え方でございます。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） いわゆる現年度分と過年度分の区分ということですが、限られた人数の中で現年度分はそれぞれの担当課で、そして過年度分はということになりますと輻輳してまいりますし、マンパワーも不足をしてくる。実は、そういうことを解消するために対策室を設けました。ただ同一人が複数の税目、使用料について未納を持っている場合が多々ございます。そういうときにお金に色はついてないわけでありまして、何万円か納めていただくときにどうするかということは、納入者の判断と徴収する場合の対策室の長の判断、あるいは徴収に伺った職員と納入者の相談によって税目なり使用料に分けるといふことが必要であろうと思います。そうしないと対策室を設けた効果がなくなってしまう。本来はそれぞれの担当でお互いに競争

しながら徴収活動をすればいいのかもしれませんが、納入者にとってみれば一括窓口があった方が納入しやすいということもあって、それから徴収を一元化することによって効果を出そうということで対策室を設けたわけでありますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、導入基金がこういう事態に至ってしまったということについては、理由はどうあれきちっとした責任を感じていることは言うまでもありません。制度が今後どうなるかということもあるし、現在継続中のいろいろな基金もありますから、単年度ごとにチェックをしながら、そのような事態にならないように厳重に注意をしながら、配慮しながらこれからの運営を行ってまいりたいと思っています。

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして4番一條 光君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして本職に通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。

一般質問を終わります。

#### 日程第4 議案第89号 加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第4、議案第89号、加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第89号、加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本案件は、健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、保険給付に関して健康保険法と同様の改正を平成18年10月1日から行うもので、その改正内容は国民健康保険加入の被保険者が出産した場合、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して支給する出産育児一時金を現行の「30万円」から「35万円」に改めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号、加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第89号、加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第90号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更について

議長（米澤秋男君） 日程第5、議案第90号、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第90号、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更について説明を申し上げます。

本案件は消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、組合の共同処理事務を規定した第4条についての規約の変更と消防組織法の改正前の条項及び文言を引用している関係政令等の整理を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第90号、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第91号 平成18年度加美町一般会計補正予算（第3号）

議長（米澤秋男君） 日程第6、議案第91号、平成18年度加美町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第91号、平成18年度加美町一般会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

す。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ7億1,030万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ137億9,278万円とする補正予算と債務負担行為の追加4件及び地方債の追加と変更を行うものであります。

歳入の主なものにつきましては、地方特例交付金1,060万8,000円の増、地方交付税3億6,539万5,000円の増、国庫支出金として災害復旧費国庫負担金4,664万円の増、県支出金として市町村振興総合補助金1,327万8,000円の増、繰入金4,275万4,000円の増、繰越金1億2,632万5,000円の増、諸収入2,839万3,000円の増、町債6,950万円の増などであります。

歳出につきましては、総務費では旧徳陽シティ銀行建物解体及び土地建物購入費2,037万7,000円の増、財政調整基金積立金2億5,000万円の増、住民バス運行事業1,481万円の増、民生費では介護保険特別会計繰出金1,121万8,000円の増、障害者支援施設改修事業4,000万円の増、農林水産業費では園芸特産重点強化整備事業1,215万5,000円の増、土木費では町道維持修繕事業773万4,000円の増、教育費では広原小学校拡張用地購入事業1億1,636万円の増、災害復旧費では町道災害復旧事業7,257万1,000円の増などのほか、一般職給与等の整理を行い予備費を8,736万1,000円増額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番下山孝雄君。

7番（下山孝雄君） 10ページに出ております地方交付税についてお尋ねをいたします。

普通交付税の確定に伴って例年9月に補正が出るわけなんですけれども、随分金額が大きいわけです。これはどういった理由でこのぐらいの金額になったのか、お示しをいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） 普通交付税につきまして今回は56億6,539万5,000円でございます、それが確定しました。当初予算に計上しておりましたのは少なく見積もっておりまして53億円でございます。その間の数字の部分3億6,500万円が補正と。その内容については、基本的には基準財政需要額の増、収入額については17年国調ということで人口が減になっておりますので収入の減等がありまして、こういうわけということもなかなか言いづらいんですけれども、そういったことがあって当初予算については少し低めに見積もっていたということが大きいと思います。

議長（米澤秋男君） 7番。

7番（下山孝雄君） そういったことでありますと人口が減になれば交付税の方はむしろ減になると思うんです。少なく見積もるという考え方なんですけれども、例えば去年度であれば1億1,000万円ぐらいしか補正が出ておりませんし、その前でも2億円弱なんです。ですからよく議会の予算でも話されることなんですけれど

も、一体どの程度正確に……交付税の算定要素はあると思うので、正確を期して予算を組んで支出に充てるといふことでなければ、余り額が大き過ぎると予算を組むのに影響はないわけなんですか。多分あると思うんです。去年の3倍も補正がつくということはよほど補正計数が途中から変わらなければ……もうちょっと正確な収入を見込むべきではないでしょうか。その点について。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） おっしゃるとおりでございます。その中でできるだけ正確には見積もっておりますが、ただいかんせん国の方針というのが土壇場にならないと決まらないということもございまして、県からの指導においては余り過大に見積もらないようにという指導もございまして、どうしても及び腰になると。ただ今回の地方交付税について、宮城県内でいいますと全体としては3.2%の減でございます。加美町についてはプラスになっております。ですからちょっと読みづらいというところがございまして、その辺御理解いただきたいと思ひます。

議長（米澤秋男君） 7番。

7番（下山孝雄君） こういったことですから、もうちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

県内のほかの例を見ると減ということで加美町が増。そういったことであれば国保についてもそうだったんですけれども、世界に冠たる国保制度、交付税はもっと外国から評価されていると思うんです。均衡ある国土発展をなし遂げたのは交付税のおかげだということで。ただ先ほどのように加美町についてはほかと違う数字が出てきたということでしたら、それなりの理由があると思うんです。どういったことよって加美町がふえたか、そういった点、もしはっきりお話ししてもらえらんだしたら説明いただきたいと思ひます。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） はっきりと御説明できるかどうかはわかりませんが、手元にある資料でお答えしたいと思ひます。

相当長くなりますけれども基準財政需要額については、前年度比1億1,000万円の増でございます。その中で経常経費部分、これは前年度比1億5,145万2,000円の増、2.7%の増でございます。増の理由というのは、人口の方でいうと7,783万3,000円の増。これは決算乖離の是正、いわゆる地方財政計画と市町村の決算額に乖離があるということでの是正でございます。それから、社会福祉費関係で児童手当等の負担割合の変更によるものが5,000万円ほどでございます。それから、企画振興費については行革のインセンティブ算定の導入、外国青年招致事業、そういうもので3,300万円ほどの増でございます。減については消防費でいいますと単位費用の減、それから学校も単位費用の減、それから漆沢分校の減ということがございます。これが経常経費でございます。

続きまして投資的経費で申し上げますと、今度は1億8,190万3,000円の減でございます。これは投資的

経費の中で増の部分が一つありまして、大きなもので一つなんですけれども、清掃費でいいますと 5,222万 2,000円の増でございます。これは平成14年度許可債の元金償還が始まったということで算入されております。減につきましては道路橋梁費 5,782万 9,000円の減。それから、人口関係の決算乖離による是正ということで 5,000万円の減。下水道費についていいますと 3,222万 1,000円財政措置の見直しによる減。それから、農業行政費、企画振興費においては単位費用の減というようなことでございます。投資的経費につきましては16費目中増は一つだと、減が15費目でございます。

それから、3番目なんですけれども公債費です。公債費は増要因になっています。前年度比でいいますと 1億 4,000万円の増でございます。これは過疎対策事業債、それから臨時財政対策債、平成10年許可債の元金償還が始まったということでございます。それから、減については補正予算債という、平成10年以前に許可になったものが 3,283万 3,000円ほど減になっております。以上が基準財政需要額の大きなところの数字の増減でございます。

続きまして、基準財政収入額でございます。

増の部分でいいますと所得譲与税 8,744万円が算入されております。それから、市町村民税の所得割、定率減税の縮減による増ということで 3,454万 5,000円です。それから、市町村たばこ税の関係が 1,771万 5,000円、税率改正による増でございます。それから、児童手当等特例交付金の分が 789万 2,000円です。逆に減の方ですけれども、固定資産税で 4,000万円ほど減になっております。土地の方では 571万 9,000円のプラスになっております。プラス要因は地目変更等によるものです。それから、家屋、償却資産については減でございます。家屋の方でいうと 3,878万 7,000円の減、これ評価替えによる減でございます。それから、償却資産については既存施設の減価償却による減ということで 788万 2,000円の減。それから、法人税割も減っております、3,000万円。町内の1業者なんですけれども 2,000万円ほど減になっているということです。それから、減税補てん特例交付金について 2,062万 7,000円、いわゆる定率減税の縮減による減。重立ったところでいうと基準財政需要額と収入額がこういった形で増減があつて、加美町これ独自のものですが、結果としてそういった数字になっているということでございますので、よろしく申し上げます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。16番高橋源吉君。

16番（高橋源吉君） 15ページですけれども、先ほど13番議員の方からも一般質問の中で触れられていたかなと思うんですが、住民バス運行委託料 1,220万円、この大まかな内訳。それから、その下に自動車借り上げ料とありますが、この説明と、これ新たなものなのかと思うんですが路線バス運行対策補助金、これはいかなるものかお聞きしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） 13節委託料の住民バス運行委託料 1,220万円でございます。これは住民バスを

運行委託する事務的な経費、それからオペレーターの人件費、それから運転手の人件費がございまして、それが1,056万円ぐらいです。運転手の人件費が979万1,000円です。それからオペレーター、今募集しているんですけども、それが156万3,000円、その合計でございまして。

それから、需用費としましてガソリン代。光熱水費というのは、まるはちさんの旧店舗を借り受けるんですけども、そのときの電気料、あるいは水道料、それから消耗品でございまして。それから、使用料というのは電話を引きますので電話、それからバスと事務所との連絡について無線を使いますので、無線の使用料でございまして。それから、その他販売手数料とかが入りまして合計で1,343万4,000円を見込んでおります。ただ10月から12月までは試行運転ということで無料にしております。1月から3月については有料にしております。その料金をまだ決めてないんですけども、200円かそこらになるかと思うんですけども、片道なんですけれども、一番安い200円と設定したときに収入が123万円ぐらいあるだろうということで試算してございまして、その差額が1,220万円ということで計上しております。

それから、自動車借り上げ料の151万2,000円ですけども、レンタカーの費用です。といいますのは今住民バスを手配しているんですけども、ステップをさらにもう一段低いステップにする、あるいはドアを自動ドアにするというようなことで改装しているところでございまして。これが受注生産だということで、我々もそんなにかかるとは思わなかったんですけども、納期が11月に入るということで、2カ月間、3台分のリース料です。あと、もう一台については町の車とかを使いまして対応したいと考えております。

それから、路線バス運行対策補助金というのは、路線バスで宮交のバスを走らせるための費用でございまして、いわゆる路線バス運行条件というのは、町が宮交に走ってくださいとお願いして走ってもらう路線でございまして、現在高倉線と今度色麻線、色麻線は色麻の役場から古川まで行くものでございまして。したがって、3町をまたがるわけで3町の距離数に応じて案分しまして、加美町の分が78万1,000円ということになります。それから高倉線については97万5,000円、合計で175万6,000円を計上しているということでございまして。

以上です。

議長（米澤秋男君） 16番。

16番（高橋源吉君） まず路線バス運行対策補助金についてはわかりました。これは新たなものということですね。

それから自動車借り上げ料、新たに購入する自動車の改装に時間がかかるということかと思うんですが、10月から路線バスが廃止になるということはわかっていたことなんで、この辺は本来あってはいけない補正ではないかなと私は思うところであります。今後このようなことのないように、ひとつ改装に時間がかかるということはきっちりとやっていただきたいなと思います。

それから、住民バスの委託につきましては今後料金設定とかがあって、まだまだ不透明な部分もあるということなんです、そういった不透明なところで委託先は本当にそれで大丈夫なのかという不安はないんでしょうか。結局、今現在まだ料金がわからないというところで、果たしてこの料金だけで委託が間に合うかどうか。金額が大きくなってくれば、また金額が変わってくるのかどうか、赤字の差額分というお話でしたので。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） 自動車借り上げ料につきましてはおっしゃるとおりで、我々もこんなにかかると思わなかったんですけども、こんなことはあってはならない、要らないお金ですから注意したいと思っております。

それから、住民バス運行委託料につきましては、今委託ということで加美町の商工会が最適であろうということでお話をしております。ただ、ほかの町の場合も商店街の振興ということとかみ合わせているものから、商工会が受託業者になっているケースが結構あります。そういったこともありまして、こちらはお話ししているんですけども、まだ回答が返ってきておりません。ですからまだ委託先が決まってないというところでございます。

ただ料金等については、少し含みとして委託先を早く決めて委託先とも協議をしたいという部分もあったものですから、少し決定をずらしているというところでございます。といいますのは、本来であれば10月1日からですから料金は今の段階で決めておかなければいけないことなんですけれども、幸いにも県から援助制度がいただけることになってますので、3月まで無料ということになっております。それで国の方と相談しますと無料の間は何でもいいと。ただ有料で走る前までに、いわゆる12月の議会で議決が必要な部分が出てくるものですから、その段階までに決めて条例改正とか申請等を行ってもらえればいいということもあって決めかねているところがございます。

ただ、もう一つアンケートによりますと 200円から 300円が解答者の一番多いところでございます。200円から 300円というランク、一番低いランクの回答なんですけれども、片道ですから 200円だと往復にしますと 400円かかって自宅まで戻ってくるということになります。それで、ほかの町の例を見ますと1回 500円というのもございます。最近では 300円というのが結構ふえました。距離数に関係なく全部 300円だということもありますし、また加美町の場合においてもそうなんですけれども、小野田の区域内は 200円、小野田から中新田に行くと 400円という料金設定をしているところもあってさまざまでございます。あるいは全地区均一料金

というところもございまして、ちょっとそれで時間がかかっているというところでございます。

以上です。



議長（米澤秋男君） 16番。

16番（高橋源吉君） 料金設定については、確かにそのとおりかなとは思いますが、ただ10月から運行するに当たってまだ委託先が具体的でない。商工会さんがどうのこうのということではないんですけども、非常に不安を感じるわけなんです。仮に決まらなかったらどうなるのかなと、その辺どうお考えですか。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） 正直に申し上げまして非常に困るというようなところでございます。それで、現在お話ししているケースがあって、商店街の組織なんですけれども、そこにお話をしております。そこでは非常に好意的で受けてもいいというような話までいただいているものですから、まだちょっと商工会の返事待ちなんですけれども、商工会がだめだったらそこになろうかなと考えております。

議長（米澤秋男君） 11番佐藤善一君。

11番（佐藤善一君） 6ページの債務負担行為補正ですけれども、その中で代替バス運行対策補助金についてありますが、限度額が来月から始まって1年間、運行決算して前期分の補助金を差し引いた金額、期間については19年度だけということになります。こういった内容で例外的な債務負担を起すということになりますと、ほかの多くの事業も債務負担行為で整理されてしまうのではないかなと。何か別な角度から見ますと、財源の調達手段ではなからうかなというような考えも持たれるんですが、予算運営の明確化からしても債務負担行為の厳格さをもっと考えていただきたいと思いますが、これに至ったことについての説明をお願いいたします。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） お答えします。

この代替バスについては、先ほどもお話ししましたが、宮交バスに町がお願いして全額の費用を町が負担するというものでございます。いわゆる高倉線と今度新しくできた色麻線でございます。この運行対策補助金につきましては、今年度分については積算が可能でございます。そして、その分については補助金として先ほどの支出のところに上げているということでございます。ただ宮交バスの経理が半年、町とずれておりまして、会計年度が10月1日から翌年の9月30日までの会計年度になっておりまして、その締めで宮交バスが運営されております。それで、補助金につきましては来年度の上半期ということになりますか、4月から9月末日については今回走らせた実績に基づいてお支払いをします。お支払いすることは間違いなく、支払わなければいけない。ただ実際に走った経費が確定しないことには金は払えないということですから、ちょっと金額が明確ではないんですけども、半年はこういった形になったということでございます。

議長（米澤秋男君） 14番福島久義君。

14番（福島久義君） 23ページの国土調査修正委託料、これ内容等ちょっと認識できませんので、その辺の説明方お願いしたいと思います。

それから、33ページの災害復旧費で測量設計委託料と災害復旧工事、どこの場所なのか、どのような関係で災害復旧をしなければならなかったのか、その辺の内容をお聞かせ願いたいと思います。

議長（米澤秋男君） 建設課長。

建設課長（板垣政義君） お答えをいたします。

土木総務費の国土調査の修正委託料でございます。これは6件、今現在予定をしているところでございます。理由といたしましては、国調時の結線ミスといいますが、それから面積計算のミスというものが出てきておまして、現在その6件の箇所につきまして修正が必要であるということで補正をさせていただきます。

それから、11款の災害復旧費でございますが、この件につきましては凍上災ということでございまして、ことしの1月10日から2月27日までの低温によりまして被災のあった9路線につきまして7月27日、それから8月8日に災害の査定を受けたということで、被災額が決定されたことから今回工事請負費、それから委託料につきましては凍上災の調査測量ということで計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（米澤秋男君） 14番。

14番（福島久義君） 今、説明受けました国土調査修正委託料ですけれども、これは6件と説明受けましたけれども、加美町の修正についてはこれからまだまだ出てくるのか、これで終わりなのか。どこでどのような形で修正せざるを得ないような形になったのか、その辺お願いしたいと思います。

さらには、災害復旧について説明受けましたけれども、これは国が100%の災害復旧なのか、それとも何%か町の持ち出しがあるのか、その点についてお尋ねをいたします。

議長（米澤秋男君） 建設課長。

建設課長（板垣政義君） 国土調査の修正業務につきましては、今後も出るものと考えられます。ということは今土地の売り払い等で現地確認といいますが、測量の関係で立ち会いが出ます。その折に今から40年代あたりにやった分とか、今までやってきた分につきまして先ほど申し上げましたとおり結線なり、面積のミスが出ております。町の責任の範囲で修正しなければならないものにつきましては、今後も出るというふうには考えられます。

それから、凍上災の工事請負費関係でございますけれども、6,694万3,000円と計上させてもらってますが、この中で補助対象分が6,592万8,000円です。それから、単独費といたしまして101万5,000円あります。その中で10ページの歳入でございますけれども、こちらの方で6,992万6,000円の66.7%という国費が

出ます。補助金が出るわけでございますけれども、この中には給料が180万円、それから需用費関係が219万8,000円、それから工事請負費が6,592万8,000円ということで、合わせまして6,992万6,000円の66.7%が補助対象となります。

以上です。

議長（米澤秋男君） 14番。

14番（福島久義君） 国土調査修正の委託料ですけれども、国土調査を行ってから既に40年以上にもなるわけですけれども、しかし、これは国で行った事業でありまして、もちろんこの費用は100%町の持ち出しではないと思いますけれども、当然国から修正委託料については来るものと思いますけれども、その点についてお尋ねをいたします。

議長（米澤秋男君） 建設課長。

建設課長（板垣政義君） 修正業務につきましては、残念ながら単独費でございます。今までの国調、旧町時代にやっていたわけですけれども、これにつきましては補助対象でやられたと思いますけれども、修正業務というのは単独費でございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。10番三浦英典君。

10番（三浦英典君） 14ページで一般管理費の方に補助金検討委員会委員謝礼とございますが、これは過去にどうか、ことし何回か会議が行われて終わったものか。ちょっと私もわからないので、その辺お教えいただきながら回答を欲しいと思いますが、実際会議の中での結果、どういうふうに結論づけられたものなのか、おおむねの回答をお知らせいただきたいと思います。

議長（米澤秋男君） 行政改革推進室長。

行政改革推進室長（吉田 恵君） 補助金の交付審査会、検討委員会につきましては、まだ途中でございます。現在まで3回ほど開いております。当初民間の委員さん2名、あと役場の職員で構成する委員会をと思っていたんですが、広く意見を聞くということで4名の民間の委員さんに入っていました。会議も7回くらい必要ではないかということで、その分の補正をしております。

現在3回まで開いております、これまでの経過につきましては現在補助金の評価の基準を策定しております。事業の公益性とか効果性、団体的確性とか、そういう基準をつくっております、今後具体的に補助金の一つ一つに当たっていくということで進めております。

以上です。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。17番一條 寛君。

17番（一條 寛君） 15ページの集会所修繕補助金ですけれども、集会所の箇所と補助金の補助割合は一律に決まっているのかどうか、この辺お伺いいたします。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） 集会所の件につきましては6カ所でございます。申し上げますと城生、上多田川下、それから長清水、下区、芋沢、東米泉、6カ所でございます。主に屋根の塗装とか雨漏り、畳の表がえ等でございます。そういった事業費の3分の1を補助するということでございます。ただ2カ所、トイレがございまして、トイレの部分については100万円を上限として交付するということになっておりまして、城生と長清水のトイレについては補助するということにしております。

以上です。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。9番工藤清悦君。

9番（工藤清悦君） 32ページ、保健体育総務費の中の駅伝競走大会をお聞きしたいと思います。一般質問から延長して大変申しわけないと思うんですけども、体育振興課長にお伺いしたいと思います。

スポーツカーニバルの件で一般質問でも申し上げて、ここでも質問して申しわけないんですけども、町民の交流、親睦、健康増進ということで当時始められたんですけども、さまざまな会議で内容を検討しますと、町民の健康増進、親睦、交流とは銘打ってお題目にしているんですけども、特にドラゴンなどは行政区すべてを対象にという思いの中の企画でないような気がするんです。もちろんドラゴンを全町でやりましたら行政区79ですか、やれるわけがないわけですから。多分、駅伝競走大会も地区対抗で行政区の皆さんにお声がけをするんでしょうけれども、物理的にどのぐらいのエントリーを考えて町全体の大会だと標榜しておられるのか、この辺まず一つです。

もう一つは、種目の選定でありますけれども、ドラゴンも駅伝も有酸素運動というよりも激酸素消費運動なわけです。皆さんで集まって楽しく健康づくりしましょうということで、若い方々から高齢者までということでのエントリー種目ではないですよ。ですからスポーツ振興策定計画の中でもお話ししたんですけども、方向性がないところで全町大会をばっと出してくるところにさまざまな弊害というか、今体育振興課長にお聞きしているんですから、何かうんうんと納得されると教育総務課長から答弁がくるんじゃないかと心配してお話ししたんですけども、そういった中で本当にベースとして町民の方々に喜んでいただける、または行政の施策として皆さんに参加してもらえるような方向での考え方に立って事業を組み立てているんだろうかという思いがしてならないんです。教育長からも先ほど答弁もらったんですけども、やはり大会とか何とかが生涯スポーツのメインではなくて、健康づくりではないんですけども生活の中にスポーツを習慣づけるということが行政の役割であって、おもしろいからみんなで集まって大会をしようとか、もっと高度なレベルの中でやりましょうというのはまた別な域になり、また別な団体でやるべきことなんではないかなと思うんですけども、どうも物理的に無理な状況の中で予算を置くということは、方向性が私にとって見えないからなんでしょうけれども、ひとつよろしくお伺いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 体育振興課長。

体育振興課長（三浦又英君） お答えします。

スポーツカーニバルについては、工藤議員の一般質問に教育長がお答えしたとおりでございます。なお、駅伝競走大会、スポーツカーニバル大会については、全町でやろうということで企画を持ちまして、それぞれ3地区のよさ、3地区のスポーツ施設の活用ということで、それぞれ地区の事業を推進する実行委員会がございますので、その委員会の方々に投げかけをしまして、こういう計画を組ませてもらった経緯がございます。結果的には三つの事業を組む計画を持っていたわけですが、それについては地域性、さらにはこれまで築いてきたもの等々がございますので、計画が実行できないということに相なったわけでございます。

そんなことからしまして今回駅伝競走大会に10万円の補正をさせていただきましたのは、20回を超える伝統ある宮崎地区の駅伝大会が町の補助金で運営しているということから、10万円の補正については大会役員の食料費なり、さらには入賞者のメダル等に充てるために予算計上させていただいております。

なお、今工藤議員がお話ししましたことにつきましては、教育長が答弁申し上げましたとおりのことですが、なお工藤議員はジョイナスの理事長でございますから会議等に御案内をさせていただきますので、方向性についていろいろと先進的な意見をいただければ大変ありがたいと思います。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 課長、今まで宮崎でも駅伝大会、伝統ある事業でやっていたんです。それで全町大会をやるということですね 全町大会でなくて宮崎だけの10万円と。今までの宮崎地区での大会でしたら、補正でなくて今までどおりの予算でやれないんですか。私はここにのってきたということに関しては、全町大会があるんで補正したのかなというふうに思うんですけども、その点についてお願いしたいと思います。

もう一つ、会議を開きますのでよろしくということなんですけれども、教育長にもお話ししたんですけども、どうも土俵がそろわないうちに集めていただいても不毛の議論になってしまうのではないかなとも感じてます。今、何について方向性を出しましょうという土俵がまだまだ整備されてなくて、教育長は振興計画の策定を今年度中にやりますからということなんでしょうけれども、町で事業を立ち上げればいいんだということじゃなくて、合併してもう4年目ですから一つ一つ着実に、後戻りしてもいい事項もあると思いますし、そのためにおくれることもあると思うんですけども、町民の皆さんが生涯スポーツというものの認識を共有できる状況の中から出発しなければいけないと思いますので、単なる議論の場だけでなく意識づけなり、そういう方向への啓蒙づけなりの活動もよろしくお願いしたいと思います。

答弁については、今までの状況の中でなぜ10万円の補正なのかという金額だけの答弁をお願いをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 体育振興課長。

体育振興課長（三浦又英君） 体育振興課長、お答えします。

17年度決算では27万円ございました。それで、18年度の当初予算が14万 3,000円でございます。それでは大会運営ができないということでございました。あくまでもこの駅伝は宮崎地区の駅伝大会ということで御理解ください。そういうことからしまして今回補正の10万円、合計しまして当初予算が14万 3,000円ですので24万 3,000円、それで大会運営をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 当初予算の中で、体育振興課の事業として紆余曲折の中でこういう補正が置かれるんじゃないかと私、実感しているんですけども、というのはスポーツカーニバルで10万円を返上して結局駅伝で10万円計上しているわけです。それで、過去のことといいますが今までの補助金、それぞれ中新田、小野田、宮崎の流れを見ますと、スポーツカーニバルの財源措置のために地区の予算を縮小した状況もあります。ですから余り言いたくないんですけども、方向性、なおかつ地域の認識、または考え方を踏襲した上で町全体の事業の流れができていなくてあればわかるんですけども、単に全体でこういうことをしましょう、金ないからこっちの地区の金を圧縮してこっちに充てましょうという中では、流れがつかないんじゃないかと思います。もちろん課長御存じのとおり、中新田のスポーツフェスティバルも70万円の予算から62万円になっているわけですから。ですから中の操作でなくて、町民の皆さんが同じ土俵に立って行政と一緒に方向性を考えながら、お金も含めて、透明性も含めてやることにより皆さんの力を結集できる状況ができるというふうに思いますので、ひとつ教育長には申し上げましたけれども、一日も早く方向性を出していただければ、それぞれの団体の方々、またはそれぞれの町民の方々が自分の立場でどういう貢献ができるのかが見えれば、いろいろな形の事業ができてくるんだろうと思いますので、その辺についての御尽力をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。13番佐藤澄男君。

13番（佐藤澄男君） 先ほど一般質問で、財政の面から住民バスのことについてちょっと触れさせていただきましたが、今質疑の中でも何人かの議員からそれに関することが質疑ありました。しかし、本質的に住民が聞きたがっているのは、なぜ中新田にセンターと駐車場を置かなければならないのということです。私ども、この件に関しての認識というのは、ことしの春あたりから話題になりまして、10月からバスが小野田の車庫から行かなくなる。宮崎は上町から向こうは行かなくなるということで、それをどうしてくれるんだということでいろいろやりとりも議会でもあったわけですけども、先般の住民バスの件に関する全員協議会の資料ですと、南町何番地という番地は入っているんですがまるはちということは何もなかったですね。その具体的な説明、あるいはそれに近いところに駐車場を置くという説明もなかったわけです。それがきのうでしたか、我が

家にも届いたんですけども登録受け付けということで、そのチラシには南町何番地のまるはち跡ということが明示されていたわけです。

さっき町長からもそういうことで答弁の中であつたわけですけども、何でそこに設置をしなければならないか、その必然性が私はどうしてもわからないんです。住民の方にもどうしても説明がつかないんです。ということは、さっきの町長の答弁ですと、こっちから下って行って中新田の商店街の活性化にもつなげるというようなお話があつたわけですけども、そしてまた合併するときの住民の足としての大きな意味での考え方もあつたという答弁ではあるんですが、もともとこれは宮交バスの路線廃止に伴う住民バスだという受けとめ方、小野田、宮崎の人たちはそういう認識だと思ふんです。その中でまた財政のことを心配する人は、何で小野田の支所、あるいは宮崎の支所にそういう電話の受け答えするくらいのところはないのかと。何ば金の額が小さいからといつても、今加美町は大変な財政事情になっているときに、そういうやり方というのは本当に財政を考えた、再建する意思が本当にあるのかという率直な疑問が寄せられているところなんです。

そしてまた、この間の町民懇談会でもそういう話が出たんです。バスがなくなるということは、その地域が過疎というよりもバスも通らないところになつたんだというショックがあるということ。そして、その人は宮交バスに補助金を出しても通してほしかつたと。ここにも載ってますけれども。要するにこういう言い方です。合併しなかつたらバスもなくならなかつたのではないかと、素朴な意見として出されている人もいるわけです。そういうことを考えますと、どうしても中新田にコールセンターを置くという説明がつかないと、私は思っております。

そして、先ほどの質疑を聞いても委託もまだ決まっていないうことで、料金の設定もできないというようなことで、これは12月まで県の補助があるんで、それまでにという話があるわけですけども、そうであるならば予算に計上されております旧徳陽シティ銀行解体工事1,000万円、それから土地建物購入費、これ一般会計での買いかえだと思ふんですけども、こういったものを少し見合わせた形で、12月まで基本的なものが固まっていないうことであれば、コールセンターそのものの考え方もその間に解決するような、住民に対する説明のつく方法を考えていただければ、私としては非常に説明しやすいなと思つているところです。この点についてお答えをいただきたい。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） 御質問にお答えします。

今の電話予約受付センターは必要な場所です。といいますのは、そこで予約の受け付けをして指示を出すというような機能を持っているものですから、そこは必要なところでございます。絶対置かなければいけない場所です。ただ、その場所がどこでも構わないかということになりますと、基本的には電話の受け答え、

あるいはファクス等の受け答えですから、ある程度どこでもいいというわけにはいかないんですけども、それは可能でございます。

ただ、今回のバスのシステム自体が宮交のバス廃止に伴ってのことでございます。宮交バス廃止に伴って町として何をするかということになったときに、いわゆる住民の足の確保、通勤と通学、買い物、病院の足の確保ということでございます。それで計画をしたものでございます。

さらに、将来の高齢化社会に向けたお年寄りの移送、そういったものにもらみ合わせた交通システムということになっております。

それから、先ほどお話ししましたけれども、こういったバスのシステムについては、ほかの町においては商工会とかそういったところが担っているというのは、中心商店街の活性化ということにもらみ合わせてのことでございます。加美町において5台のバスが動きますけれども、バスの流れの中で旧中新田地区を通過していくというパターンが非常に多うございます。それから、実際の料金の設定をした段階においては、今のところ現金という取り扱いはしないようにはしているんですけども、回数券という形にしているんですけども、実際に運転手さんが回数券をやったり、お金を受け取ったりする場合もございます。ですから、運転の状況の報告とかお金の報告ということも毎日する必要があるものですから、5台が一番集まりやすい場所も必要ということでございます。

それと、もう一つの視点としては、まるはちさんの隣の店舗を町で取得したんですけども、その利用についてどういうふうにするかということと、もう一つは隣が空き店舗だということです。空き店舗の再活用でございます。それで、我々最初に考えたのは、いわゆる旧徳陽シティ銀行の建物を利用してできないかということで考えたんですけども、実際にはリフォームするのに1,500万円ぐらいかかってしまうと。それから、そのための耐震調査等でもっとかかってしまうということがあって、そこは断念をしたというところでございまして、町有地の活用と空き店舗対策というところにもらみ合わせて、あそこの場所にしたいということでございます。

以上でございます。

議長（米澤秋男君） 13番。

13番（佐藤澄男君） 今の説明で私は納得できないんですけども、町長、それでいいんでしょうか。コールセンター、受け付けというのは、いろいろ課長は理由を並べましたけれども、私からすればどれも小野田の支所であっても宮崎の支所であってもできることです。できないんですか。できない理由というのが聞いていて全然響いてこない。バスというのは大体朝から時間を決めて歩くんですけども、中新田にバスを駐車しておいた方が朝に来るのに便利なんですか。何かそういう具体的なあそこに置かなければならない明確なものがないわけではないですか。この辺を考えますとちょっとみんなに説明のしようがないです。ですからもう少しこの



件に慎重に検討するお考えはございませんか、町長。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） いろいろなお考えがあろうかと思えます。積極的に小野田地区、宮崎地区に置かなければならないという理由もないのではないかと。3地区みんな同じです。当然地形的にかなめとなる人口集中地区にセンターを置くというのは、私は筋だと思えます。仮にバスの運行で出発するのに都合のいいところということであれば、バスはそれぞれの地域に常駐させるということがあるかもしれません。宮崎地区を回る部分については宮崎の支所に常駐をさせる、小野田地区は小野田にさせる、中新田地区の1台は中新田と。それが一番効率的だと思います。ただセンター機能については、やはりかなめ的な地区に設置するというのが私はベストではないのかということで設置を考えました。

以上です。

議長（米澤秋男君） 13番。

13番（佐藤澄男君） 私にとって驚きの答弁なんです。皆さん、どう感じましたかわかりませんが、積極的に置かなければならないという理由もないということは、要するにどこに置いても同じ理屈だということなんです。

したがって、人口の一番多いところに何事でも置いた方がいいということになってしまうわけです。この件については、そうではないんじゃないですかということを再三申し上げているんです。なぜならここから向こうが廃止になる、こっちも廃止になるんです。これ住民からすればバスも通らなくなった、その代替として住民バスが出るということなんだけれどもその拠点も、さっき、町長からバスをこっちに置いてもいいというような話もありましたけれども、何も電話の受け付けをするのに町の中心でなければならないという理由は、今の説明でも納得はできません。要するに電話の受け付けをして、中新田でなければとれない電話というのがあるんですか。そうではないでしょ。そういうことであるならば、役場のどこかでも金のかからない方がいいんじゃないですか。あえて債務負担行為がなされて月5万円ほどのことかもしれません。しかし、今問われている財政を問題と考えますと、こういうものからきちっとした方向づけ、むだをしない……むだではないとおっしゃるかもしれませんが、この件に関しては明らかにむだ遣いではないかと住民たちは言ってるんです。

ですから、予算が出てきてこれからどうしようかということになるわけですが、私はもう少し慎重にそういう声を聞いた上で決めることができないんじゃないかということをおっしゃっているわけでございます。

3回目ですからあと言えませんが、切実な話としてそういう町民の声があるということをお届けしておきたいと思えます。善処できれば御答弁をいただきたいと思えます。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 御意見としてはそういうこともあろうかと思いますが、たまたま当該施設については空き店舗になったということでありまして、企画財政課長が説明申し上げましたように空き店舗活用ということもありました。5万円というのはコールセンターだけの借上げということではなくて、買い物客のためのお休み場所等々、そういう意味も含めた月5万円ということであったわけでありまして。コールセンターのみであればなるほど2地区、小野田、宮崎地区のどこかの空き部屋に置いても可能なかもしれませんが、当初考えましたのはそういう意味でありまして、バスの運行についてなるほど効率的でないということになれば、当初からそういう配置を考えたようでありまして、バスの運行についてはそうであります。

先ほど申し上げましたけれども、今回の住民バスの運行というのは、確かに宮城交通の路線バスの縮小ということも大きな原因の一つでありましたけれども、合併協議の中で当初から住民バス、住民の皆さんの足の確保ということがありましたので、その二つの目標に向かって今回ちょうどいい機会であるので、そういう方式をとらせていただいたということでございます。

懇談会のときにも申し上げましたけれども、今回の宮城交通の路線廃止は合併したからとか、しなかったなら維持できたのではないかとということではなく、相当のお金をお払いすればその部分で現行の路線はあるいは維持できたのかもしれませんが、もう廃止ということで確かに協議はあったことはあったんであります。やむを得ないという結論が出ております。そうでなければ町単独で運営をしなければならないということでありましたので、それは同意せざるを得なかったと。そのかわり住民の皆さんの足としてもっと便利な住民バスを運行するということになりましたので、現行のようなシステムでスタートしようということになったのでありまして、御理解をいただきたいと思っております。

議長（米澤秋男君） 12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） バスの問題ですけれども、年寄りたちは200円、往復400円では乗らなくなるんじゃないですか。私はバスに乗らなくなると思いますね、がらがらになって。大体3万円の年金もらって、いろいろ取られて手元に2万円しか残らなくて、医者に行って1万円も取られて本当に100円の金を大事にしている老人が多いわけですから、今でもバスに乗らないのに、これ10年たったらバス皆なくなるんじゃないですか。宮城交通だってもうけなければならぬんですから、ただのところをいつまでもやってられない、公共の要求だ。だからそのときひとり暮らしとか弱い老人をどう助けるかの問題が大事だと思うんです。無料バスにする方が非常に大事だと思うんです。全然乗る人がいなくなったらどうするのか、その辺企画課長にお尋ねをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） 今おっしゃられた観点から、いわゆる福祉の方面からバスを走らせるという意味合いは非常に大きいものがあると思います。その場合において無料とする町もあります。有料とする町もあ

ります。今のところこういったバスの料金というのは、ちょっと前だと100円、ワンコインというバスが結構走りました。でも100円では難しいということになって、最近になって200円から300円、ある町においては500円というのがあります。ですから、それは片道ですから往復になりますと1,000円ぐらいになります。それでも結構乗っているというような状況です。お年寄りの方にとってはそういったバスが走ることによって自分の行動範囲が広がって非常に助かったという話をちょっと聞いたんですけども、高畠のバスと一緒に乗ったときにお年寄りの方に聞いたら、自分の生活圏域が広がったというようなこともあって、その人はすたすた歩いてましたので今おっしゃられたような立場ではないんですけども、そういう意味からいうと生活の行動範囲が広がるという側面もあると思います。ただ料金的なことを言うと、ぎりぎり200円かなというふうに思っております。200円だから採算がとれる、100円だから採算がとれないという話ではないんですけども、料金を幾らに設定するかということだけの問題でございます。

以上です。

議長（米澤秋男君） 12番。

12番（近藤義次君） 町長、色麻病院あるいは中新田の病院、小野田、宮崎の病院を中心とした循環バスを、もし乗り乗る人がなかった場合にそういう方法を考えてもらった方がいいと思うんです。問題は病院に行く年寄りたちなんですから。そんなに遊んで歩くわけではないんです。病院でよく会うんですけども、孫に車を買ってやったけれどもこのごろはさっぱり乗せてもらってないと。乗せてもらったのは1年だけだったという年寄りがいっぱいいますから。現実には息子の通勤の関係で朝7時に市川病院に来るんですよ。おにぎり持ってきてお昼までいて、そしてそこから今度はバスで帰ってくるわけです。そういうことが非常に多いわけですから、よく出てくる「税金を燃やして走る過疎のバス」というのがありますけれども、そうならないように町長、今後の対策をお願いします。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 運行計画を見ていただきますとわかりますように、まさにそういうバスなんです。戸口から戸口ということと目的地の近くまで運行するというバスです。それで、最終的には色麻病院まで参りますが、色麻病院と各戸だけはでなくて常々お医者さんに通っていらっしゃる最も近いところまで回ってということで、10人乗り、15人乗りの小さなバスでありますので、そういう面では非常にいいのかなと。予約制、登録制ということもありまして、たまたま13番議員からコールセンターがなぜ中新田地区なんだという御質問でありましたので、先ほどはそういう御説明を申し上げたということです。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討

論を終結いたします。

これより議案第91号、平成18年度加美町一般会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第91号、平成18年度加美町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

なお、あすは午前10時まで本議場に御参集願います。

大変御苦労さまでした。

午後4時40分 散会

上記会議の経過は、事務局長澤口 信が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年9月12日

加美町議会議長 米澤秋男

署名議員 下山孝雄

署名議員 沼田雄哉